埼玉県入札参加停止措置業者一覧表（工事・物品）

令和8年11月15日現在

業　　者　　名	登録名簿	許可番号（工事）	業者番号（物品）	所在地	入　札　参　加　停　止　期　間	入　札　参　加　停　止　の　理　由
西部電機株式会社	工事	00-001955	－	福岡県 古賀市	令和8年9月1日　～　令和8年11月30日　3か月	当該事業者は、県浄水場発注案件において、申請営業所（東京支店）の代表者変更があった4月1日以降、必要な届出等を行わず旧代表者名のまま旧代表者の電子証明書を使用して電子入札に参加した。開札後落札候補者となり、入札参加資格確認申請書を旧代表者名で申請、落札者となり契約書を締結した。その後、事実が明らかとなり契約を解除することとなった。 このことが、契約の相手方として不適当であると認められるため。
株式会社シミズ・ビルライフケア	工事	00-023921	—	東京都 中央区	令和8年10月27日　～　令和9年4月26日　6か月	当該業者は、関東地区に所在するマンションの管理組合が設計コンサルタント業者に委託した上で、発注する大規模修繕工事について、受注等に関して協力し合う関係を構築するとともに、受注に関する調整を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 これにより、令和8年9月28日に独占禁止法第3条の規定の違反（不当な取引制限）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。 なお、同法第7条の2に基づく課徴金については、課徴金減免制度が適用されている。 〔入札参加停止期間の訂正〕(R8.10.28) 訂正前4か月⇒訂正後6か月 （理由）誤って、入札参加停止期間を2分の1する規定を適用したため
株式会社伊勝	工事	00-015705	—	神奈川県 横浜市	令和8年10月27日　～　令和9年12月26日　14か月	当該業者は、関東地区に所在するマンションの管理組合が設計コンサルタント業者に委託した上で、発注する大規模修繕工事について、受注等に関して協力し合う関係を構築するとともに、受注に関する調整を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 また、当該業者は、埼玉県内のマンションの施工業者となっていた。 これにより、令和8年9月28日に独占禁止法第3条の規定の違反（不当な取引制限）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。 なお、同法第7条の2に基づく課徴金については、課徴金減免制度が適用されている。 〔入札参加停止期間の訂正〕(R8.10.28) 訂正前8か月⇒訂正後14か月 （理由）誤って、入札参加停止期間を2分の1する規定を適用したため
建装工業株式会社	工事	00-004366	—	東京都 港区	令和8年10月27日　～　令和9年12月26日　14か月	当該業者は、関東地区に所在するマンションの管理組合が設計コンサルタント業者に委託した上で、発注する大規模修繕工事について、受注等に関して協力し合う関係を構築するとともに、受注に関する調整を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 また、当該業者は、埼玉県内のマンションの施工業者となっていた。 これにより、令和8年9月28日に独占禁止法第3条の規定の違反（不当な取引制限）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
株式会社ティーエスケー	工事	00-020009	—	千葉県 船橋市	令和8年10月27日　～　令和9年4月26日　6か月	当該業者は、関東地区に所在するマンションの管理組合が設計コンサルタント業者に委託した上で、発注する大規模修繕工事について、受注等に関して協力し合う関係を構築するとともに、受注に関する調整を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 これにより、令和8年9月28日に独占禁止法第3条の規定の違反（不当な取引制限）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
リノ・ハピア株式会社	工事	00-010571	—	東京都 大田区	令和8年10月27日　～　令和9年4月26日　6か月	当該業者は、関東地区に所在するマンションの管理組合が設計コンサルタント業者に委託した上で、発注する大規模修繕工事について、受注等に関して協力し合う関係を構築するとともに、受注に関する調整を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 これにより、令和8年9月28日に独占禁止法第3条の規定の違反（不当な取引制限）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
株式会社J－BISメンテナンス	工事	00-003562	—	東京都 千代田区	令和8年10月27日　～　令和9年2月26日　4か月	当該業者は、関東地区に所在するマンションの管理組合が設計コンサルタント業者に委託した上で、発注する大規模修繕工事について、受注等に関して協力し合う関係を構築するとともに、受注に関する調整を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 これにより、令和8年9月28日に独占禁止法第3条の規定の違反（不当な取引制限）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。

埼玉県入札参加停止措置業者一覧表（工事・物品）

令和8年11月15日現在

業　　者　　名	登録名簿	許可番号（工事）	業者番号（物品）	所在地	入　札　参　加　停　止　期　間	入　札　参　加　停　止　の　理　由
株式会社セラフ榎本	工事 物品	00-011791	0000017209	川口市	令和8年10月27日　～　令和9年12月26日　14か月	当該業者は、関東地区に所在するマンションの管理組合が設計コンサルタント業者に委託した上で、発注する大規模修繕工事について、受注等に関して協力し合う関係を構築するとともに、受注に関する調整を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 また、当該業者は、埼玉県内のマンションの施工業者となっていた。 これにより、令和8年9月28日に独占禁止法第3条の規定の違反（不当な取引制限）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。 なお、同法第7条の2に基づく課徴金については、課徴金減免制度が適用されている。 〔入札参加停止期間の訂正〕（R8.10.28） 訂正前8か月⇒訂正後14か月 （理由）誤って、入札参加停止期間を2分の1する規定を適用したため
株式会社東急コミュニティー	物品	—	0000003078	東京都 世田谷区	令和8年10月27日　～　令和9年2月26日　4か月	当該業者は、関東地区に所在するマンションの管理組合が設計コンサルタント業者に委託した上で、発注する大規模修繕工事について、受注等に関して協力し合う関係を構築するとともに、受注に関する調整を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 これにより、令和8年9月28日に独占禁止法第3条の規定の違反（不当な取引制限）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
株式会社太陽	工事	00-015647	—	さいたま市	令和8年10月27日　～　令和9年10月26日　12か月	当該業者は、関東地区に所在するマンションの管理組合が設計コンサルタント業者に委託した上で、発注する大規模修繕工事について、受注等に関して協力し合う関係を構築するとともに、受注に関する調整を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 また、当該業者は、埼玉県内のマンションの施工業者となっていた。 これにより、令和8年9月28日に独占禁止法第3条の規定の違反（不当な取引制限）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
株式会社LINK’S	工事	11-064944	—	さいたま市	令和8年10月27日　～　令和9年10月26日　12か月	当該業者は、関東地区に所在するマンションの管理組合が設計コンサルタント業者に委託した上で、発注する大規模修繕工事について、受注等に関して協力し合う関係を構築するとともに、受注に関する調整を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 また、当該業者は、埼玉県内のマンションの施工業者となっていた。 これにより、令和8年9月28日に独占禁止法第3条の規定の違反（不当な取引制限）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
株式会社翔設計	工事	—	—	東京都 渋谷区	令和8年10月27日　～　令和9年12月26日　14か月	当該業者は、関東地区に所在するマンションの管理組合が設計コンサルタント業務を設計コンサルタント業者である当該業者に委託した上で、発注する大規模修繕工事について、受注等に関して協力し合う関係を構築するとともに、受注に関する調整を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 これにより、令和8年9月28日に独占禁止法第3条の規定の違反（不当な取引制限）を認定され、排除措置命令を受けた。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。
株式会社東武土木	工事	11-079747	—	久喜市	令和8年10月27日　～　令和8年12月26日　2か月	令和6年7月25日付で建設業法上の廃業となり、建設業許可を受けていない状態になったにもかかわらず、軽微でない建設工事を請け負ったことが、建設業法第3条第1項に違反し、同第28条第2項第2号に該当するとして、埼玉県から監督処分（同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令）を受けた。 このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。